自2026财年起，“儿童与托儿支持基金系统”已建立。收取工作将从孩子2026年4月满19岁的那一年开始。然而，即使你未满18岁，有收入时所征收的收入部分也不会减少。

保险费率的具体分布如下：

Ⅰ 医疗部分（用于医疗给付）

Ⅱ 后期高龄者支援金部分（用于后期高龄者的支援金等）

Ⅲ 护理部分（用于护理给付）（仅由 40 ～ 64 岁的人负担）

Ⅳ　儿童及托儿支持基金

4月～次年3月
征收限额3万日元 ＝ 加入者全员的原但书所得的合计 × 0.27% ＋ 1,873日元 × 加入者人数

2026年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。2026年4月以降に19歳となる年度から徴収が始まります。ただし、18歳以下であっても、所得がある場合に賦課された所得割額は減額されません。

保険料の内訳は次の**４つ**となります。

Ⅰ　医療分（医療給付に充てるもの）

Ⅱ　後期高齢者支援金分（後期高齢者の支援金等に充てるもの）

Ⅲ　介護分（介護給付に充てるもの）（40～64歳の方のみ負担）

Ⅳ　子ども・子育て支援金分

4月～翌年3月（賦課限度額3万円） ＝ 加入者全員の旧ただし書所得×0.27%の合計 ＋ 1,873円 × 加入者数

P8

自2026年8月起，實施年度限額。

2026年8月より年間限度額が導入されました。

【未满 70 岁的人】

区分 区分		年度上限 年間限度額
1	原但书所得 超过 901 万日元 旧ただし書所得　901万円超	1,680,000日元
2	原但书所得超过 600 万日元～ 901 万日元及以下 旧ただし書所得　600万円超~901万円以下	1,110,000日元
3	原但书所得超过 210 万日元～ 600 万日元及以下 旧ただし書所得　210万円超~600万円以下	530,000日元
4	原但书所得210 万日元以下 旧ただし書所得　210万円以下	530,000日元
5	居民税非征税住户 住民税非課税世帯	290,000日元

【70 ～ 74 岁的人】

区分 区分		年度上限（ 包括住院以住户为对象 ） 年間限度額（世帯単位・入院含む）
相当于在职Ⅲ 現役並みⅢ	征税所得 690 万日元以上 課税所得690万円以上	1,680,000日元
相当于在职Ⅱ 現役並みⅡ	征税所得 380 万日元以上 未满 690 万日元 課税所得380万円以上 課税所得690万円未満	1,110,000日元
相当于在职Ⅰ 現役並みⅠ	征税所得 145 万日元以上 未满 380 万日元 課税所得145万円以上課税所得380万円未満	530,000日元
一般 一般	征税所得不足 145 万日元 課税所得　145万円未満	530,000日元 (※ 410,000日元)
居民税非征税住户 住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ 低所得者Ⅱ	290,000日元
	低所得者Ⅰ 低所得者Ⅰ	180,000日元

※应税收入低于28万日元
課税所得28万円未満の場合

这些信息通过机器翻译提供。
この情報は機械翻訳を使用して記載しています。